

相 談 事 例

ID： 06-02-024

相談タイトル

火災により焼失した家の再建にかかる補助金について

Q：ご相談内容

火災により自宅（住宅）を焼失した。再建築を予定しているが、火災罹災という理由による補助制度は利用できないのか。県の補助金等で、利用できるものはあるのか。住まいの給付金の話は聞いている。

A：回答

火災による再建築については、一般的には自ら加入する火災保険による保険金を利用されることが多いと考えます。県の補助金や市の補助金に関しては、特に「火事罹災の場合」という条件のものはなかったと思います。火災による再建築だけでなく、新築住宅については、長期優良住宅やゼロエネルギー住宅と言った、高い省エネルギー性能を持った住宅に対する補助制度が用意されています。補助金ということだけでなく、減税制度や各種優遇制度も用意されています。なお、住宅の再建築という視点でなく、火災罹災されたことに対し、各自治体では災害見舞金などを制度化しているところがありますので、最寄りの自治体に確認してみてください。